

令和 7 年度

附属小学校いじめ防止基本方針

- 学校いじめ防止基本方針の策定は、いじめ防止対策推進法第 13 条に規定され、学校ごとに作ることが義務化されている。
- 本方針は、「栃木県いじめ防止基本方針」や「いじめ対応ハンドブック」を参考にいじめ防止のための具体的な指導内容のプログラム化を図るとともに、いじめの早期発見・事案対処のマニュアルの作成について本校の実情に合わせて定める。
- 本方針は、年度終わってから年度初めに見直し更新する。また、いじめ防止対策に対する基本的施策についても適宜更新とする。

宇都宮大学共同教育学部附属小学校

もくじ

- I はじめに
 - (1) いじめの定義
 - (2) 本校のいじめ防止基本理念
- II 本校のいじめ防止基本方針
- III いじめの防止に対する基本的施策
 - (1) いじめの早期発見
 - (2) いじめの未然防止
- IV いじめに対する措置
- V 重大事態への対応

学校において生じる可能性がある犯罪行為等

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。児童の尊厳を保持するために2013年6月に公布、9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受け、文部科学省ではいじめ防止等のための基本的な方針を策定した。各学校においては、これを参酌し、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（いじめ防止対策推進法第13条）ことが義務づけられている。

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法第2条1項



定義に含まれる3つの要素

- ① 行為をした者（A）と行為の対象となった者（B）の間に一定の人的関係が存在すること
 - ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- 定義では、加害児童の意図を問わず、被害児童の感じる被害性に着目しており、幅広くいじめを認知することが求められている。

(2) 本校のいじめ防止基本理念

- ① 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指す。
- ② 全ての児童がいじめを行ってはならない。（第4条）また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ③ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、保護者その他の関係者が連携していじめ問題の克服に当たる。

II 本校のいじめ防止基本方針

本校においては、基本的な方針と共に、これまでに実施してきた諸々の対策や組織、計画等をまとめ、総括的な計画として、「附属小学校いじめ防止基本方針」を定める。この目的は、各具体策や計画の実効性をより高めると共に、組織としての機能の点検・改善を効果的なものにするためである。

Ⅲ いじめの防止に対する基本的施策

(1) いじめの早期発見

いじめの早期発見の基本

児童の些細な変化に気づくこと

気付いた情報を確実に共有すること

情報に基づき、速やかに対処すること

日頃から児童との関わりを大切にし、信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えて実態把握に努める。

① いじめアンケート

学校生活アンケートの実施（懇談前に年2回、）→個別相談（随時）

生活アンケートの実施（6月、10月、2月）→個別相談（随時）

心の健康観察（R7～）

② 教育相談

教育相談の実施（6月、10月）

③ 心のポスト

心のポスト設置→個別相談（随時）

④ 情報交換

児童指導部会（毎月）

ミニ児童指導部会（毎週）

職員会議

学年部会、教科担任部会

⑤ 保護者との共通理解・情報交換

個人懇談（6月、12月）

学年、学級懇談の実施（授業参観日）

連絡帳の活用（随時）

業者によるネットパトロール→報告→対応

(2) いじめの未然防止

① 児童指導 いじめに向かわない態度・能力の育成

あいさつ運動の実施（プロジェクト活動）

兄弟学級の交流（年2回）

学年児童指導部員（3組担任）による生活指導（年間）

週目標の設定（年間）

縦割り班活動（清掃活動、運動会、オリエンテーリング遠足等）

スマートフォン、携帯などの通信機器の所持状況の把握

② 情報教育

ネットいじめ、ネット被害に関する指導
わが家のスマホ・ケータイルール（１～６年）

③ 人権教育

人権週間の設定（１１月）
人権標語作成（１１月）

④ いじめが生まれる背景を踏まえた指導

⑤ 自己有用感や自己肯定感

学業指導の充実について

努力した児童の認め合い、感謝の気持ちを伝える場の意
図的設定（朝の会、学年集会、縦割り班活動、学活、特別活動）

⑥ いじめについての共通理解や保護者との連携

附属小いじめ防止基本方針の説明

全職員の職員会議で緊急を要する児童の現状報告及び今後の指導方針について
の伝達と情報共有（年間）

児童や保護者への説明（４月）

ホームページでの公開（４月）

懇談会、ＰＴＡ活動等での周知

記録、保存の統一フォーマット



Ⅳ いじめに対する措置

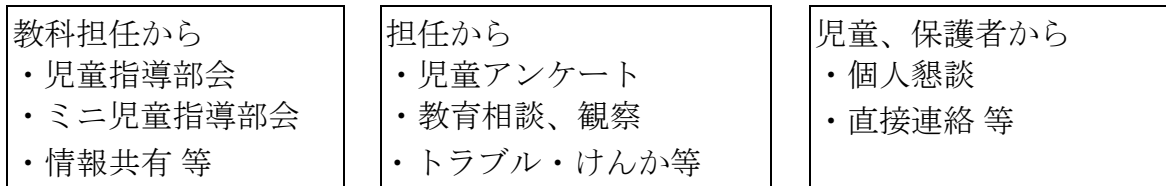
いじめの発見、または通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、関係職員を含む「附属小いじめ対策委員会」で速やかに対応する。被害児童を守る方法や加害児童への指導、保護者への説明と協力の依頼、関係機関への連絡等の観点から具体的な方針や手だてを検討し、速やかに実行する。

いじめへの対処及び対応

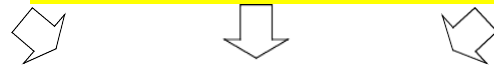
- ・ 「附属小いじめ対策委員会」を中心とした事実確認
- ・ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等
- ・ いじめの解決に向けた保護者や大学、関係機関・団体等との連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

いじめの認知や組織的対応

いじめに関する情報（いじめが疑われる情報を含む）の把握

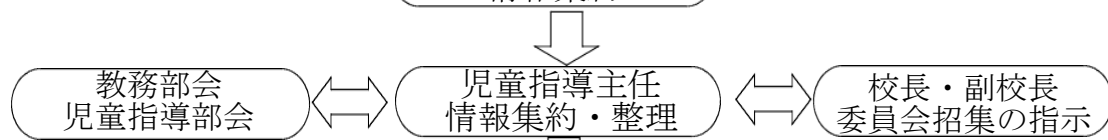


「いじめ」と判断



いじめに関する情報

担任・学年主任
情報集約



附属小いじめ対策委員会

委員長 : 校長
 副委員長 : 副校長
 委員 : 教頭、教務主任、児童指導主任、教育実習主任、研究主任、該当学年、養護教諭
 ※スクールカウンセラー
 ※峰キャンパス事務局 ※総務部 ※宇都宮大学連携室長 ※宇都宮大学教育学部長 ※学長
 ※弁護士 (※は必要に応じて)

- ◇情報の迅速な共有
- ◇関係児童に対するアンケート、聞き取り調査
- ◇保護者との連携

その他の機関への連絡
 警察への相談通報
 文部科学大臣

調査の上で、「いじめ」か否かの判断および対応方針の決定を委員会が行う。



保護者へ

- ・事実報告
- ・謝罪
- ・今後の対応
- ・家庭での協力依頼

いじめている児童へ

- ・事実確認
- ・被害児童の苦しみや心の痛み気付かせる
- ・保護者への連絡
継続指導

いじめを受けている児童へ

- ・事実確認
- ・受容
- ・安心
- ・経過観察

傍観者、他の児童へ

- ・事実確認
- ・学年学級への指導
- ・経過観察 等

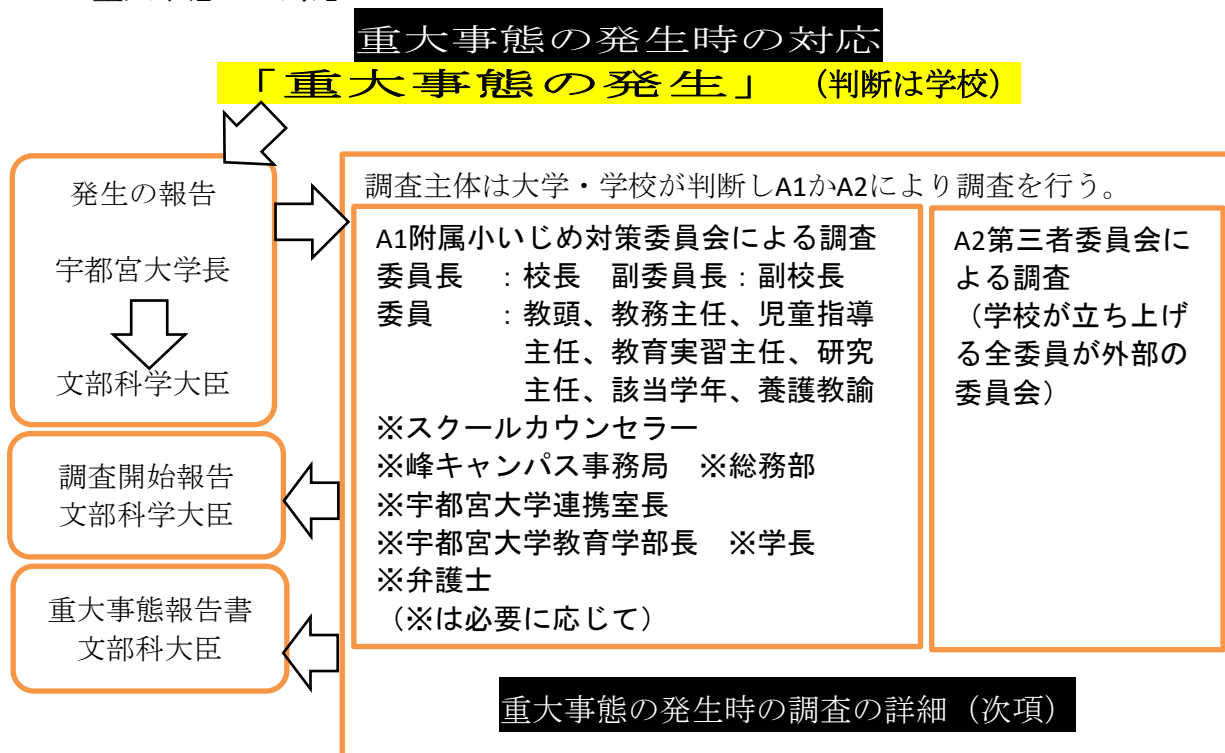
いじめが解消している状態

いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続している。

被害児童が心身の苦痛を感じていない。

少なくともこの2点が満たされている必要がある

V 重大事態への対応



参考

(1) 重大事態の定義 (第28条)

① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」の例

- ・ 児童が自殺を企図とした場合
- ・ 心身に重大な被害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合などのケース

※重大事態としての取り扱い等に関する留意点

- ・ 不登校重大事態における「相当の期間」の欠席は年間30日を目安とする。30日に至らなくとも一定期間、連続して欠席している場合や転学した場合は目安に関わらず重大事態として迅速に調査する。
- ・ 被害児童や保護者から申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

いじめ防止対策推進法抜粋

重大事態の発生時の調査の詳細

調査主体は大学・学校が判断しA1かA2により調査を行う。

A1附属小学校いじめ対策委員会による調査

A2第三者委員会による調査

(学校が立ち上げる全委員が外部の委員)

1 対象児童・保護者に対する事前説明

- (1)重大事態に当たると判断し、説明・確認する事項
 - ・重大事態の根拠・調査の目的・調査委員会の構成に関する意向の確認
 - ・調査事項の確認・調査方法や調査対象者についての確認
 - ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
- (2)調査委員会の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項
 - ・調査の根拠、目的・調査委員会構成・調査時期・調査事項、調査対象
 - ・調査方法・調査結果の提供・調査終了後の対応

2 関係児童・保護者に対する説明等 1に準じる

3 調査の実施 調査に関する情報は5年間保管

【調査項目の例】

- (1)いじめの発生状況の把握
 - ・発生時期、場所：いじめがいつ、どこで発生したかを特定する。
 - ・いじめの形態：心理的ないじめ、言葉の暴力、ネットいじめ、排除など、身体的ないじめ、金品に関わるいじめなどの具体的な内容を確認する。
 - ・いじめの頻度と期間：いじめがどのくらいの頻度、どの程度の期間続いているかを把握する。
- (2)関係者の特定
 - ・被害者の特定: いじめの被害を受けた生徒の特定とその生徒の詳細な状況（年齢、学年、学級など）。
 - ・加害者の特定: いじめに関与した生徒の特定と、その生徒の詳細な状況。
 - ・目撃者・その他の関係者: いじめを目撃した生徒や、関係があると考えられる教職員など。
- (3)いじめの経緯と原因の分析
 - ・いじめの発端: いじめがどのように始まったのか、その原因や背景を探る。
 - ・いじめがエスカレートした経緯: いじめがどのように悪化していったのか、その流れを確認する。
 - ・学内外の要因: いじめに影響を与えた学内外の要因（家庭環境、SNS使用等）を分析する。
- (4)学校側の対応とその評価
 - ・過去の対応履歴: 学校が過去にどのようないじめ対応を行ってきたかの履歴を確認する。
 - ・対応の効果と問題点: 学校の対応がどの程度効果を上げたか、また、その中での問題点や課題を明確にする。
- (5)心理的影響と健康状態の確認
 - ・被害者の心理的影響: いじめが被害者に与えた心理的な影響（不安、恐怖、PTSDなど）を確認する。
 - ・身体的健康状態: いじめによる身体的な影響や怪我の有無を確認する。
 - ・加害者の心理的背景: 加害者がいじめに至った心理的背景を探る

4 調査報告書の作成

5 対象児童・保護者への調査結果の説明

6 いじめを行った児童・保護者への調査結果の説明

7 調査結果の報告・再調査・調査報告書の公表 5年間保管

学校において生じる可能性がある犯罪行為等

(文部科学省通知第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」より)

- ・ ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
(暴行罪・傷害罪)
- ・ 軽くぶつかられたり、遊びをしてたたかれたり、蹴られたりする。
(暴行罪・傷害罪)
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(強要罪・強制わいせつ罪)
- ・ 金品をたかられる。
(恐喝罪)
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(窃盗罪・器物損壊罪)
- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
(脅迫罪・名誉毀損、侮辱罪)
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
(脅迫罪・名誉毀損、侮辱罪)